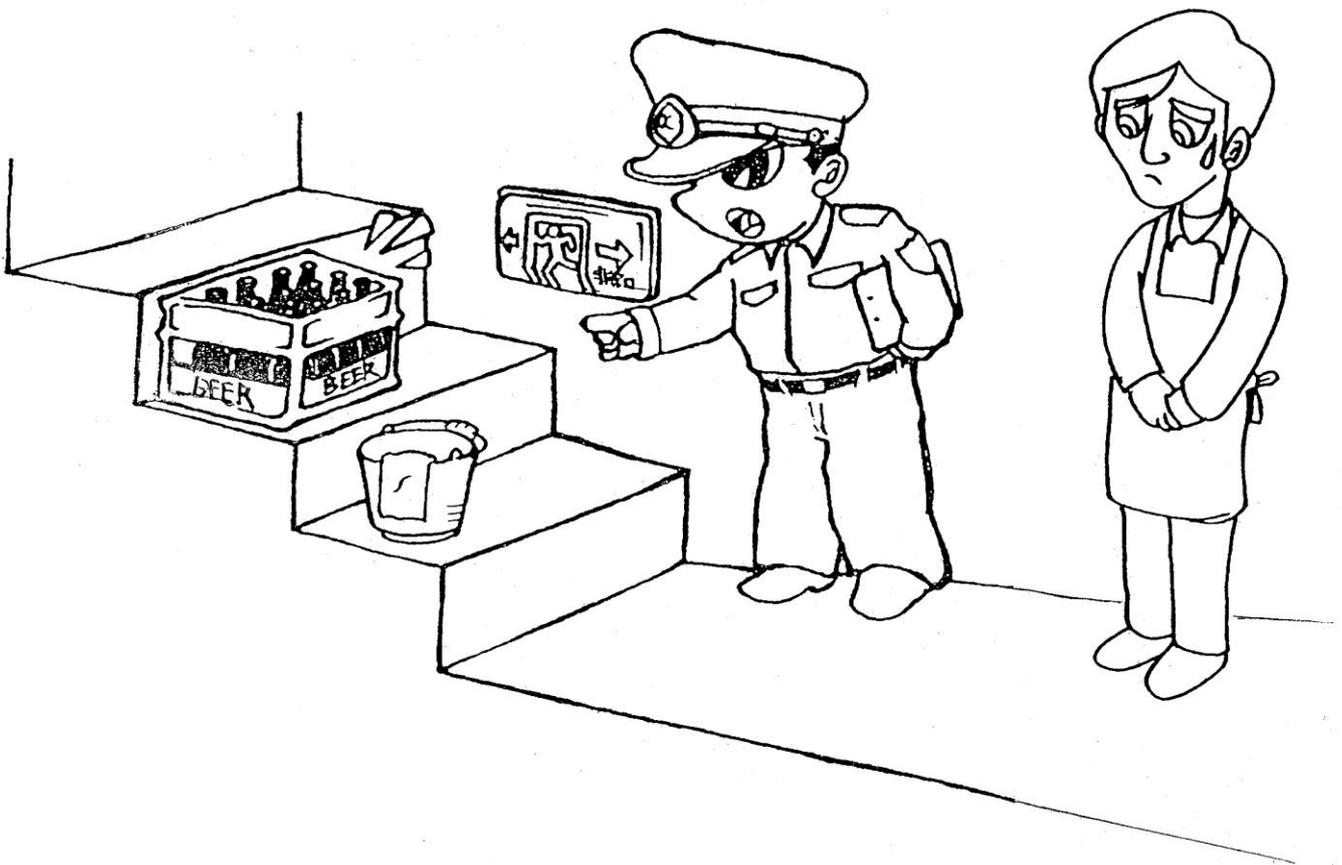


# 予防統計



# 防火対象物状況表

は特定防火対象物

(150 m<sup>2</sup>以上)(平成 25 年 4 月 1 日現在)

防火対象物(消防法施行令別表第1)		対象物数
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	3
	ロ 公会堂又は集会場	81
	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	
	ロ 遊技場又はダンスホール	11
(2)	ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(2)項ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	
	ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	9
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの	
	ロ 飲食店	115
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	247
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	21
	ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅	1,838
	イ 病院、診療所又は助産所	71
	ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第8項若しくは第10項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。)	25
(6)	ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。)、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設(通所施設に限る。)、肢体不自由児施設(通所施設に限る。)、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第5条第6項から第8項まで、第10項若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)	51
	ニ 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校	22
(7)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	145
(8)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	4
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	
	ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)	4
(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	61
(12)	イ 工場又は作業場	1,341
	ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ	
(13)	イ 自動車車庫又は駐車場	39
	ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫	2
(14)	倉庫	1,176
(15)	前各項に該当しない事業場	621
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	381
	ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	199
(16の2)	地下街	
(16の3)	建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分に存するものに限る。)	
(17)	文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物	1
(18)	延長50m以上のアーケード	
(19)	市町村長の指定する山林	
(20)	総務省令で定める舟車	
計		6,468

# 防火対象物別防火管理者選任状況・講習修了者数

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

項目			種目	選任者数		講習修了者数	
				甲種	乙種	甲種	乙種
1	イ	劇場、映画館	1		7		
	ロ	公会堂又は集会場	50	45	37		
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等			1		
	ロ	遊技場又はダンスホール	5		50		
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等					
	ニ	カラオケボックス、個室ビデオ店等	4	3			
3	イ	待合、料理店等			1		
	ロ	飲食店	30	113	181	41	
4		百貨店、マーケット等	140	19	353	31	
5	イ	旅館、ホテル等	22	1	80		
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	142		218		
6	イ	病院、診療所又は助産所	27	3	112	1	
	ロ	老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等	21	1	157		
	ハ	老人デイサービスセンター、老人福祉センター等	36	6	33	5	
	ニ	幼稚園、盲・聾学校又は養護学校	14		40		
7		小・中学校・高校、大学、各種学校等	36	3	252		
8		図書館、博物館、美術館等	3		16		
9	イ	公衆浴場（蒸気浴場、熱気浴場等）					
	ロ	イ以外の公衆浴場			1		
10		車両の停車場等			2		
11		神社、寺院、教会等	3		9	1	
12	イ	工場又は作業場	151		1,371	1	
	ロ	映画・テレビスタジオ					
13	イ	自動車車庫又は駐車場					
	ロ	飛行機等の格納庫					
14		倉庫	65		422	2	
15		前各項に該当しない事業場	56	12	709	17	
16	イ	特定複合用途防火対象物	210	15(※)	375	43	
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	25	4	75	2	
他市からの講習修了者					735	11	
計			1,041	225	5,237	155	

※甲種防火対象物に選任されている者を含む。

# 用途・月別建築同意件数

(平成24年度)

項目			月別												計
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	イ	劇場、映画館等						1							1
	ロ	公会堂又は集会場				1			1		1				3
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等													
	ロ	遊技場又はダンスホール													
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等													
	ニ	カラオケボックス、個室ビデオ店等													
3	イ	待合、料理店等													
	ロ	飲食店							1			2		1	4
4		百貨店、マーケット等	3	1	1	3		1	2	4	2	1	1	1	20
5	イ	旅館、ホテル等		1											1
	ロ	寄宿舍、下宿又は共同住宅		4	3	3		1	1	1	3	1		1	18
6	イ	病院、診療所又は助産所	2								2				4
	ロ	老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等		1								2			3
	ハ	老人デイサービスセンター、老人福祉センター等		1					1	1	2	1			6
	ニ	幼稚園、盲・聾学校又は養護学校												1	1
7		小・中・高校、大学・各種学校等						1		1	1			1	4
8		図書館、博物館、美術館等													
9	イ	公衆浴場(蒸気浴場・熱気浴場等)													
	ロ	イ以外の公衆浴場													
10		車両の停車場等													
11		神社、寺院、教会等							1			1	1		3
12	イ	工場又は作業場		5	6	3	4		1	1		3	1	1	25
	ロ	映画・テレビスタジオ													
13	イ	自動車車庫又は駐車場													
	ロ	飛行機等の格納庫													
14		倉庫	1	3					2	1			3	2	12
15		前各項に該当しない事業場		1	2	2	4	4	1	2	2		1	1	20
16	イ	特定複合用途防火対象物	1						1		1	1		1	5
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物		2									1		3
専用住宅			14	11	22	14	13	12	20	16	16	21	15	15	189
その他										1	2			1	4
計			21	30	34	26	21	20	32	28	32	33	23	26	326

# 中高層建築物(3階以上)

(150㎡以上)(平成25年4月1日現在)

項目			階										計
			3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階以上		
1	イ	劇場、映画館等	1										1
	ロ	公会堂又は集会場	2	2	1								5
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等											
	ロ	遊技場又はダンスホール											
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等											
	ニ	カラオケボックス、個室ビデオ店等	1	1									2
3	イ	待合、料理店等											
	ロ	飲食店	8	3									11
4		百貨店、マーケット等	18	1									19
5	イ	旅館、ホテル等	3	1	2	2	1		1	1	1		12
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	283	217	68	33	21	28	19	12	42		723
6	イ	病院、診療所又は助産所	18	4	2			1					25
	ロ	老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等	9	2	1					1			13
	ハ	老人デイサービスセンター、老人福祉センター等	1		1		1						3
	ニ	幼稚園、盲・聾学校又は養護学校	2										2
7		小・中・高校、大学、各種学校等	38	17	3	1							59
8		図書館、博物館、美術館等	1	1									2
9	イ	公衆浴場(蒸気浴場、熱気浴場等)											
	ロ	イ以外の公衆浴場											
10		車両の停車場等											
11		神社、寺院、教会等											
12	イ	工場又は作業場	105	39	9	3	3	1	1				161
	ロ	映画・テレビスタジオ											
13	イ	自動車車庫又は駐車場	3	3									6
	ロ	飛行機等の格納庫											
14		倉庫	65	25	11	3	3						107
15		前各項に該当しない事業場	92	24	14	2	2	2					136
16	イ	特定複合用途防火対象物	107	30	12	11	10	2	1	1	1		175
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	54	22	12	1	1	1		1	2		94
計			811	392	136	56	42	35	22	16	46		1,556

# 届出事務処理状況（その1）

（平成24年度）

月別	区分	スプリンクラー設備	屋外消火栓設備	屋内消火栓設備	泡消火設備	粉末消火設備	連結送水管	自動火災報知設備	非常警報設備	非常放送設備	誘導灯	避難器具	その他	計
4月					1	2		14	1	1	5	2	2	28
5月				1				5	1		10	1	3	21
6月		1	1	2		1	1	8		1	3			18
7月				4		1		16	1		9	1	2	34
8月		2						8		3	8		1	22
9月		3		2	2	1	1	16	1	1	7	2	2	38
10月		1	2	1			1	21	1	5	10	3	4	49
11月			2	1				11	1		15	2		32
12月		1	1			1		1		1	4		2	11
1月			1					12	3	2	8		1	27
2月		2	1				1	14	2	1	11		2	34
3月		1	1			1		3	2	2	10	1	4	25
計		11	9	11	3	7	4	129	13	17	100	12	23	339

※誘導灯には高輝度蓄光式誘導標識を含む。

## 届出事務処理状況（その2）

（平成24年度）

月別	区分	防火対象物使用開始届	防火管理者選任（解任）届	消防計画作成（変更）届	消防訓練実施届	防火対象物点検結果報告書	消防用設備等点検結果報告書	発電・変電・蓄電池設備設置届	炉・ボイラー等設置届	喫煙・裸火使用等	禁止行為解除申請書	その他	計
4月		7	39	38	27	3	110	5	4	3		7	243
5月		13	54	74	75	3	163	12	11	8		7	420
6月		14	13	15	39	7	85	6	4	4		9	196
7月		21	20	20	23	3	140	6	3			9	245
8月		18	22	21	40	6	95	8	3			7	220
9月		18	15	14	49	4	110	8	2			10	230
10月		12	25	26	72	50	149	8		1		8	351
11月		12	30	30	71	15	142	9	5	2		10	326
12月		16	19	19	27	4	141	10	6	2		2	246
1月		9	15	14	22	11	97	11	7			2	188
2月		6	13	13	35	2	208	5	32	3			317
3月		16	25	23	37	46	159	3	3			4	316
計		162	290	307	517	154	1,599	91	80	23		75	3,298

# 雑草地調査指導状況

(平成 24 年度)

区分 期別	指導状況(件数)			処理状況(件数)		
	依頼	催告	合計	除草 済み	未処理	合計
4月～10月 (青草時期)	365		365	116	249	365
11月～3月 (枯草時期)	103	173	276	87	189	276
市民通報等	41	1	42	29	13	42
合計	509	174	683	232	451	683

# 草刈機貸出し状況

(平成 24 年度)

面積単位アール (a)

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	11	29	24	33	41	52	27	26	8	1		2	254
台数	11	30	24	33	41	52	27	29	8	1		2	258
刈取面積 (a)	39	124	45	156	140	230	190	112	89	1		2	1128

※刈取面積の小数点以下は四捨五入

